

人間ドック利用案内

1. 指定医療機関（任意継続被保険者・被扶養者を除く）

（1）対象者

満40歳以上（当該年度到達）被保険者および被扶養者（配偶者）

（2）補助金額

15,000円（一律）

（3）対象医療機関

健診機関名	所在地	電話番号
済生会前橋病院	前橋市上新田町 564-1	027-252-1959
群馬中央病院	前橋市紅雲町 1-7-13	027-243-2212
富岡総合病院	富岡市富岡 2073-1	0274-63-2113
原町赤十字病院	東吾妻町原町 698	0279-68-0500
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町 12-1	0270-25-5022
太田記念病院	太田市大島町 445-1	0276-55-2370

（4）利用方法

- ①指定医療機関での人間ドックをご希望の方は、「人間ドック利用申込書【指定医療機関】」を申し込み期間中に事業主を通して健保組合にご提出ください。
- ②健保組合は、医療機関・利用日が決まったら事業主を通して「人間ドック利用申込書(控)」を利用者に送付いたします。
- ③健保組合より、利用月約1か月前に事業主を通して利用券を利用者に送付いたします。
- ④人間ドックに関する資料は医療機関より利用者の自宅に郵送いたします。
- ⑤利用当日は、利用券を医療機関の受付に提出し、補助金額を除いた自己負担金を医療機関へお支払いください。

（5）その他

- ①利用日は利用希望者の誕生月とします。
- ②人間ドックを利用する場合は、生活習慣病予防健診等を併用できません。
- ③人間ドック基本検査項目は、労働安全衛生法第66条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目をすべて含みます。
- ④申込書に掲載のない検査を希望する場合は、直接医療機関にお申し込みください。
- ⑤利用日の変更を希望する場合は、利用者が直接医療機関に連絡し、事業所担当者経由で健保組合に変更後の日程をご報告ください。
- ⑥資格を新たに取得した方が人間ドックを希望する場合は、健保組合にご相談ください。

2. 指定外医療機関（任意継続被保険者・被扶養者を除く）

（1）対象者

満40歳以上（当該年度到達）被保険者および被扶養者（配偶者）

（2）補助金額

15,000円（ただし、費用が15,000円未満の場合はその額）

（3）対象医療機関

指定医療機関（済生会前橋病院、群馬中央病院、富岡総合病院、原町赤十字病院、伊勢崎市民病院、太田記念病院）を除く全ての医療機関

（4）利用方法

- ①指定医療機関での人間ドックをご希望の方は、「人間ドック利用届【指定外医療機関】」を事業主を通して健保組合にご提出ください。
- ②医療機関に直接予約し、案内に従いご利用ください。
- ③利用当日は、健診料全額を医療機関にお支払いください。
- ④利用後「短期人間ドック利用補助金交付申請書」を事業主を通して健保組合にご提出ください。
- ⑤健保組合は、事業主を通じて補助金を給付いたします。

（5）その他

- ①人間ドックを利用する場合は、生活習慣病予防健診等を併用できません。
- ②労働安全衛生法第66条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目をすべて含んだ人間ドックをご利用ください。
- ③健診項目・健診料金等については、各医療機関にお問い合わせください。
- ④申し込み締め切り後は、指定医療機関に変更することはできません。また、指定医療機関を個人で申し込み・利用された場合は、補助の対象外となります。
- ⑤申込期間後に人間ドックを希望する場合は、健保組合にご連絡ください。

2. 任意継続被保険者・被扶養者（配偶者）

（1）対象者

満40歳以上（当該年度到達）任意継続被保険者および被扶養者（配偶者）

（2）補助金額

15,000円（ただし、費用が15,000円未満の場合はその額）

※当該年度末（3月31日）までに申請してください。

（3）対象医療機関

全ての医療機関

（4）利用方法

①人間ドック利用をご希望の方は、医療機関に直接予約し、案内に従いご利用ください。

②利用当日は、健診料全額を医療機関にお支払いください。

③利用後「短期人間ドック利用補助金交付申請書」を健保組合にご提出ください。

※申請書類は、届出・申請書ページよりダウンロードできます。

④健保組合は、ご報告いただいている口座へ補助金を給付いたします。

（5）その他

①人間ドックを利用する場合は、生活習慣病予防健診等を併用できません。

②労働安全衛生法第66条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目をすべて含んだ人間ドックをご利用ください。

③健診項目・健診料金等については、各医療機関にお問い合わせください。